

## 茨城県外来カミキリ捕殺奨励金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリ及びツヤハダゴマダラカミキリによる生態系に係る被害の防止を図るため、これらを捕殺した者に対して予算の範囲内において交付する茨城県外来カミキリ捕殺奨励金(以下「奨励金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、「外来カミキリ」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)別表第1に定めるクビアカツヤカミキリ及びツヤハダゴマダラカミキリをいう。

2 この要項において、「捕殺」とは、茨城県内において、成虫を捕らえ殺処分することをいう。

3 この要項において、「奨励金」とは、現金額面相当の汎用プリペイドカードをいう。

### (奨励金交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、県内在住の小学生以上の者とする。ただし、外来カミキリの防除を業として行う者、国及び地方公共団体、独立行政法人の職員である者を除く。なお、小学生及び中学生は、奨励金の交付時に保護者等成人が付き添うこととする。

### (奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、捕殺した外来カミキリ10匹につき500円相当額とする。

### (受付期間)

第5条 奨励金の交付に係る実績報告及び申込の受付期間は、当該年度の6月1日から9月30日までとする。ただし、6月1日又は9月30日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。

### (実績報告及び交付申込)

第6条 交付対象者は、捕殺後速やかに捕殺した外来カミキリの成虫の死骸を添えて、捕殺数を報告し、奨励金の交付を申し込むものとする。

2 前項の実績報告及び交付申込は、茨城県生物多様性センター及び市町村等協力機関が開設する窓口(受付日時は月曜日から金曜日(祝日を除く)9時から16時までとする。)に備付の外来カミキリ捕殺奨励金関係台帳(別添様式1)へ記載することにより行うものとする。

3 前2項の交付申込があったときは、当該窓口職員は、茨城県知事が別途示す外来カミキリムシ判定資料に基づき、確認を行い、捕殺数に応じた奨励金を交付するものとする。

4 申込者は、前項の奨励金を受領したときは、窓口備付台帳に署名しなければならない。

5 窓口において奨励金が不足するなど交付が困難な場合には、後日、茨城県生物多様性センターから申込者の指定する住所へ奨励金を送付するものとする。

### (奨励金の返還等)

第7条 茨城県知事は、奨励金を交付された者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこの要項の規定に違反したとき又は茨城県生物多様性センター及び市町村等協力機関の指示に従わないとき。

### (補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、茨城県知事が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和6年5月1日から施行する。

